

## 14 エネルギー関係

### イ 電気事業

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①自由化範囲の拡大 (経済産業省)	a 小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(50kW以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。 【電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成15年法律第92号)】 【平成15年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第154号)】 【平成16年電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第117号)】	一部措置済	一部措置済		○ (経済産業省) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(平成19年4月～)において、小売自由化範囲の拡大の是非について審議を行った。 審議の結果、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていないこと、及び、自由化範囲の拡大は家庭部門の需要家にメリットをもたらさない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれ強いことから、現時点において自由化範囲の拡大を行うことは適切ではないと評価され、既自由化範囲における今後の競争環境整備の結果を踏まえ、平成20年3月から5年を目途に小売自由化範囲の拡大の是非について改めて検討することとなった。
	b 諸外国においては電力市場における全面自由化が達成されている国も多く、我が国においても、競争的環境の導入による電力事業分野における高コスト構造の更なる改善は急務となっている。 こうした点を踏まえ、家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化についても、これまでの自由化の範囲拡大の効果についての評価を継続して行う。	速やかに評価開始	評価		
②風力発電等系統連系のあり方 (経済産業省)	a 国、電力会社、風力発電事業者によって、周波数変動対策の観点や送電容量対策の観点から、解列枠の募集や会社間連系線の活用に向けた検討、風力発電連系可能量の正確な把握や蓄電池等の導入可能性調査等が実施され、平成17年春にこれらの対策のレビューが行われることとなっているが、これらの結果も踏まえ、送電系統への影響に十分配慮しつつ、風力発電機が送電系統に円滑に連系されるために必要な措置を講ずる。		逐次措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ①に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
④ 現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しも行う。 【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第117号)】	逐次措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ア③aに移行)
⑤ 送電線整備・系統運用のルール整備 (経済産業省)	b 送配電等業務支援機関が、既存電力会社からの厳格な中立性を確保しつつ、連系送電線を含む送電線の整備ルールや電力系統の運用ルールを作成することを確保する。 【送配電等業務支援機関に関する省令(経済産業省令第155号)】 【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令(平成15・12・15資第4号)】	監督	監督		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ア④に移行)
⑭ 原子力発電に関する情報公開、提供の一層の推進 (経済産業省)	国及び事業者は、安全基準の常時の見直しとその遵守に向けた厳格な監視と自己管理を徹底して行うとともに、その状況を立地住民を始め広く国民に周知させるとともに、万一の事故の場合などには、原因と影響度などについて、早期に説明責任を果たす。また、原子力発電にかかわるコストを、建設にかかわる部分、維持・運営にかかわる部分、核燃料サイクルにかかわる部分に分別して、バックエンドの経済的措置の検討の中で、国民に説明する。今後の原子力発電の政策は、このように国民との対話を通じて可能となることを銘記する。 【原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)】	逐次実施			—
⑩ 発電用水力設備における安全管理審査の見直し (経済産業省)	発電用水力設備の設置・変更工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行われている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化することについて、保安実績や根拠となるデータ等を踏まえた安全確保に関する検討を行い、その結論に基づき措置する。		検討・結論	措置	— (経済産業省) 一昨年、水力発電所において、電気事業法に基づく定期報告等における改ざんや工事計画の届出等を行わずに実施した工事があることが判明した。安全管理審査は事業者が行う使用前自主検査の実施に係る体制について審査するものであり、こういう状況下で工事の工程中に行われる安全管理審査を廃止することは、保安確保の観点からは適切でないと判断した。 なお、今後予定されている安全管理審査について調査したところ、工事の工程中に行われる安全管理審査は3ヶ所程度にとどまっている。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑱ 随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し (経済産業省)	b 随時巡回を行う発電所(内燃力発電所及びガスタービン発電所を除く)における委託電気主任技術者による点検頻度について、平成17年度から平成19年度までの委託調査事業の中で、優先順位の高い発電所から検討を行い、年度毎の検討結果に基づき随時見直し(告示改正等)を行う。		平成17年度以降検討開始、 平成18年度以降随時措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ②に移行)
⑳ 5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止 (経済産業省)	取替えに際して工事計画の届出が必要なガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目的に必要な措置を行う。			措置	— (経済産業省) 検討の結果、当該設備は高温・高圧の燃焼ガスを取り扱うものであり、所要の保安確保の観点から、取替えに際して工事計画の届出が必要となる出力を見直すことは困難であるとの結論を得た。なお、既に平成12年の電気事業法改正により、工事計画については大幅な規制緩和がなされている。

## ウ ガス事業

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
① ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	b 需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区分がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、需要家のガス供給者に関する選択肢を確保するという観点は重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。	速やかに 評価開始	評価		○ (経済産業省) これまでの自由化範囲の拡大による効果を検証するため、自由化部門の現状等について調査を実施した結果について総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議され、平成18年5月に10万m <sup>3</sup> 以上の需要家までの自由化範囲拡大等についてとりまとめたところ。また、平成19年3月には、制度運用検討WGにおいて、今後のガス事業制度改革における検討課題の洗い出しを行ったところ。この検討課題を踏まえて、今後のガス事業制度改革のあり方を検討するため、平成19年10月に総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会に制度改革評価小委員会を設置し、需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	d 加えて、平成16年4月の自由化範囲の拡大・新たな制度の導入を受け、新規参入の状況、事業者間の競争状況、託送供給制度の利用状況、行為規制の遵守状況、新規導管の敷設状況等制度改革の実効性について評価・検証を行い、その結果を公表するとともに、需要家への供給安定性や競争環境の整備と両立し得る安全性の確保の在り方等についても検討を行う。		平成18年度を目途に結論		○ (経済産業省) 平成18年5月の都市熱エネルギー一部会報告において整理された「自由化範囲拡大にあたっての市場整備(又は需要家保安)に関する課題への対応」についてフォローアップ調査を実施し、平成19年4月に公表。また、託送供給業務に係る行為規則(情報の目的外利用の禁止、差別的取り扱いの禁止)の施行状況について、平成17年に実施した調査のフォローアップ調査を実施し、平成19年6月に公表。
	f 10万m <sup>3</sup> 未満の小規模需要家までの全面自由化の在り方等についてもその課題を明らかにする。また、平成19年度の10万m <sup>3</sup> 以上までの自由化範囲拡大を受けて、速やかにその実施状況の評価を開始する。		平成18年度を目途に課題整理(平成19年度評価開始)		○ (経済産業省) 10万m <sup>3</sup> 以上の需要家までの自由化範囲拡大のための実施方法についての考え方を平成18年5月22日にとりまとめ、平成19年3月には制度運用改革WGにおいて課題を整理し、平成19年11月より需要家利益の確保・最大化、効率的・安定的なガス供給体制の整備、公正な競争の確保等の観点から、政策目標の達成状況や個別制度について評価・検証を開始。
⑥ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)	a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。	逐次検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】イ③に移行)
⑨ガス供給区域規制の見直し (経済産業省)	供給区域を持つ都市ガス事業者は、その区域内の規制需要家に対し、要請があれば供給に応じなければならない義務を有する一方、独占的に供給を行うことができる特権を有している。 都市ガス事業者は、供給区域を設定した後いつまでも供給が開始されない未普及区域を有する場合があります、結果としてこうした区域では需要家の選択肢が制限されている。 このため、これらの都市ガス事業者が有する未普及供給区域を減少する場合の判断基準を設けたが、その運営を今後とも一層厳格に行い、都市ガス事業者の未普及区域を排除する措置を講ずる。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】イ④に移行)

## エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 (経済産業省、総務省、国土交通省、公正取引委員会) <ITイ⑦に再掲>	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、独占禁止法による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。				
	a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ③aに移行)
	b 公益事業分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ③bに移行)
	c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。 【電気・ガスに関する紛争処理ガイドラインの制定(平成17年5月20日)】		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ③cに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡をとり、事業者には混乱が起これないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ③dに移行)
	e 事業所所管官庁における中立性確保 事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ③eに移行)
②インフラ整備の促進 (関係府省)	a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。	実際上の必要性が生じた場合に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ④aに移行)
	b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジュール/hr未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。	実際上の必要性が生じた場合に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ④bに移行)
③道路占用料の見直し等 (国土交通省)	b 道路占用料単価の見直しについて、市町村合併の状況を踏まえつつ、平成18年中に結論を得ることを目途として検討する。		検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ⑤に移行)
⑦補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の見直し (経済産業省)	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認の電気検層深度等の方法に導入について、事業者が実施する電気検層時の揚管作業等の実態を把握した上で、検討を行う。			検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【エネルギー関係】ウ⑥に移行)